

令和 7 年度研修実施計画（案）

1 実施する研修及び実施の方式

(1) 政治資金監査に関する研修（以下「登録時研修」という。）及び政治資金監査実務に関するフォローアップ研修（以下「フォローアップ研修」という。）を実施する。

※ 登録時研修とは、登録政治資金監査人が登録政治資金監査人として必要な専門的知識を修得することを目的とする研修をいう。

※ フォローアップ研修とは、登録時研修で修得した専門的知識をフォローアップする研修を行うことで、登録政治資金監査人が政治資金監査実務の基礎知識を定着・向上させることを目的とする研修をいう。

(2) 集合研修（要望研修を含む。）、個別研修及びリモート研修の方式により実施する。

2 集合研修等

(1) 実施の時期等

① 各土業の繁閑を考慮し、令和 7 年 6 月下旬から 11 月下旬にかけて下記の都市で実施する。

【札幌市、仙台市、東京都（2 回）、金沢市、名古屋市、大阪市、岡山市、福岡市】

② ①のほか、年度を通じて研修受講機会を提供する観点から、令和 8 年 2 月から 3 月にかけて下記の都市で実施する。

【東京都、大阪市】

③ ①、②のほか、登録政治資金監査人の登録状況や登録時研修の受講状況等を踏まえ、必要に応じ研修の追加実施を検討する。また、研修の追加実施に当たっては、従前どおり下記のとおり取り扱う。

ア 研修への参加状況等を踏まえ、各ブロックにおいて、必要に応じ、登録政治資金監査人の数が多く、かつ、交通の利便性が高い都市において集合

研修を追加実施する。

イ 登録時研修について、概ね5人以上の登録政治資金監査人から、希望する研修日・研修地を示して実施の要望があった場合で、その実施に支障がないと認められるときは、研修を追加実施する（要望研修）。

ウ 研修を追加実施する場合は、原則として事前に委員会に諮るものとする。ただし、委員会に諮る期間的な余裕がないときは、研修を実施後、直近の委員会で報告するものとする。

④ 研修を中止する場合は、原則として事前に委員会に諮るものとする。ただし、委員会に諮る期間的な余裕がないとき及び受講申込みがなかったことから研修を実施しないこととした場合は、直近の委員会で報告するものとする。

(2) 実施する研修

集合研修においては登録時研修及びフォローアップ研修、要望研修においては登録時研修を実施する。

3 個別研修

登録時研修については、従前どおり、登録政治資金監査人からの申込みにより、個別研修を随時実施する。

また、フォローアップ研修についても、登録政治資金監査人からの申込みにより、個別研修を随時実施する。

4 リモート研修

(1) 実施の時期等

リモート研修は、令和7年9月から令和8年1月頃にかけて実施する。

(2) 実施する研修

リモート研修においては登録時研修及びフォローアップ研修を実施する。

(3) 実施概要

① 受講人数（人数上限の目安）

- ・ 登録時研修：90名（1か月の上限30名）
- ・ フォローアップ研修：1,000名（1か月の上限500名）

② 研修の内容

登録時研修、フォローアップ研修ともに、集合研修と同様の研修を実施する。

③ 実施方法等

ア リモート研修は、動画視聴の方法により行う。

イ 研修受講者によってすべての研修動画の視聴が行われていること及び研修受講者本人による有効な視聴であったことを確認するための所要の措置を行う。

5 アンケートの実施

今後実施する研修内容の質の向上を図るため、令和6年度と同様、アンケートを実施する。